

公益社団法人 松戸歯科医師会 役員報酬並びに費用弁償等規程

(目的)

第1条 この規程は本会定款第27条、並びに定款施行規則第57条の規定に基づき、役員報酬、費用弁償等に関する事項について定める。

(定義)

第2条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 役員とは、定款第20条第1項に規定する理事、監事をいう。
- (2) 役員報酬とは、本会が役員に対して支給する役員としての業務の対価をいう。
- (3) 費用弁償とは定款第27条第2項及び定款施行規則第57条の規定により、役員及び全委員会に属する委員の業務を行うために要する費用を弁償することをいう。
- (4) 常勤役員とは、役員のうち、本会を主たる勤務場所とし週3日以上出勤する役員をいう。
- (5) 非常勤役員とは、常勤以外の役員をいう。

(役員報酬の支給)

第3条 本会は役員に対して役員報酬等を支給する。

- 2 役員報酬は年額とし、理事会出席等会務執行に対して別表1に定める額を支給する。
- 3 役員報酬は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償)

第4条 本会は役員、委員に対して費用を弁償する。

- 2 職務のため出張したとき又は委員会に出席した役員、委員に対して職務を行うために要する費用を弁償する。
- 3 前項の弁償額は別表2に定める額とする。
- 4 同日に複数の委員会に出席した場合は、最初の委員会に出席したものとし、1回分の費用しか弁償しないものとする。

(公表)

第5条 この規程に定める役員報酬等の支給の基準は、法令の定めにより公表

する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は総会の議決で行う。

附則

この規程は公益社団法人松戸歯科医師会設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、平成26年11月10日から施行する。

附則

この規程は、平成30年3月26日から施行する。

別表1

役員報酬額

会長	非常勤	年額	70万円
副会長(1名につき)	非常勤	年額	35万円
専務理事	非常勤	年額	50万円
理事(1名につき)	非常勤	年額	30万円
監事(1名につき)	非常勤	年額	30万円
常勤の役員は置かない			

別表2

役員費用弁償額

1回出動について 3,000円

委員費用弁償額

1回出動について 3,000円